

金融機能強化法の震災特例に基づく
「特別経営強化計画」の概要

金融機能強化法（震災特例）に基づく「特別経営強化計画」の概要【相双五城信用組合】

（令和7年2月21日公表）

信用組合名 （時期） [資本参加額]	「特別経営強化計画」における主な取り組み
相双五城信用組合 (平成24年1月) [160億円]	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none">— 夜間融資相談会の開催や融資専任者の配置など「ローンセンター」の機能強化を図り、資金需要対応に加え、条件変更等の早期対応を継続して実施— 広範囲な営業地区の中で、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定を継続し、メリハリのある営業を推進— 各種研修会への積極的な参加やOJTを充実することで若手職員を育成するほか、全職員を育成対象とする基本方針のもと、中堅職員や女性職員のキャリア形成を実施 <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none">— 被災した個人・事業者への個別訪問活動を強化し、フェイス・トゥ・フェイスによる地域に密着した営業活動を実施— 経営改善支援コーデーター（顧問中小企業診断士）の派遣、「福島県産業復興相談センター」の専門家派遣支援等を活用— 業界及び地域のネットワークを活用した情報収集を行い、顧客に対して迅速な情報提供や支援を実施— 被災者向けの融資商品（「そうごしんくみ復興特別資金」等）や地方創生関連運預金商品（「健康応援定期預金」等）を継続し提供